

トンネル長寿命化修繕計画

令和2年2月

愛媛県宇和島市

目 次

はじめに	· · · · · P 1
1. 計画対象となるトンネル	· · · · · P 2
2. 計画期間	· · · · · P 3
3. 対策の優先順位の考え方	· · · · · P 4
4. 施設の状態等	· · · · · P 4
4-1. 点検	· · · · · P 4
4-2. 点検結果	· · · · · P 4
5. 対策内容と実施時期および対策費用	· · · · · P 5
5-1. 点検方針	· · · · · P 5
5-2. 今後の対策スケジュールと対策費用	· · · · · P 5

はじめに

<長寿命化修繕計画の背景と目的>

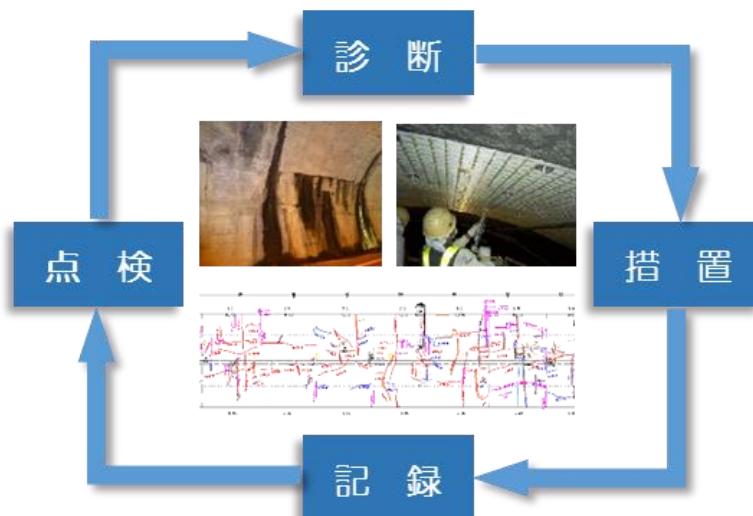
宇和島市が管理するトンネルは、令和元年11月31日現在、10トンネル存在します。

新規の構造物の建設には多くを望むことができない現状においては、必要に応じて補修・補強をしつつ、100年もしくはそれ以上の期間、供用することが必要となります。

また、建設後の平均経過年数は約52年、また建設後50年を越えるトンネルは4トンネルと既に高齢化の状況にあり、補修・補強を必要とする量も今後増大することが見込まれます。

このような背景から、トンネルの補修・補強に要する経費に対して、可能な限りのコスト縮減への取り組みが必要不可欠となっており、特に道路管理者においては、道路交通の安全性の確保および道路特定財源の見直し等の観点からも、計画的かつ予防保全型（点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクル）の維持管理による長寿命化によるコスト縮減を目指すことが、本計画の主眼となります。

予防保全型メンテナンスサイクル



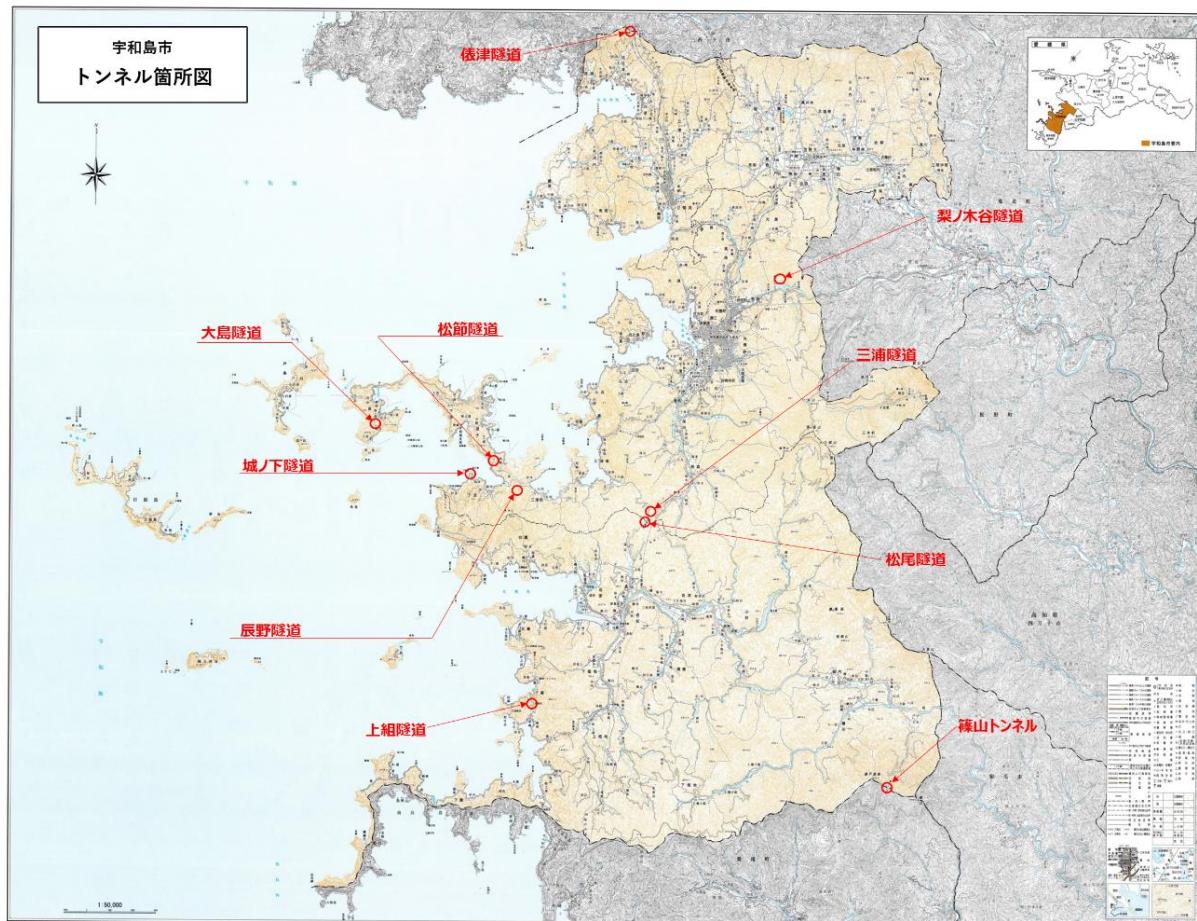
1. 計画対象となるトンネル

本計画の対象とするトンネルは下表のとおりです。

表－1. 計画対象トンネル一覧

トンネル名	路線名	完成年次 (西暦)	延長 (m)	全幅員 (m)
俵津隧道	野福線	1928	142.2	4.0
梨ノ木谷隧道	柿原35号線	1977	92.0	3.5
大島隧道	宮市大島線	1974	156.0	4.0
三浦隧道	千代浦松尾線	1983	83.4	6.0
松節隧道	松節線	1972	193.2	5.5
辰野隧道	三浦西17号線	1964	250.3	6.0
城ノ下隧道	下波16号線	1956	38.8	4.0
松尾隧道	柿の木松尾線外	1951	464.0	6.1
上組隧道	鼠鳴・脇線	1974	180.2	3.7
篠山トンネル	祓川篠山線	1993	619.0	6.0

図－1. トンネル箇所図



宇和島市が管理するトンネル



俵津隧道



梨ノ木谷隧道



大島隧道



三浦隧道



松節隧道



辰野隧道



城ノ下隧道



松尾隧道



上組隧道



篠山トンネル

2. 計画期間

本計画は、令和元年度から令和5年度の5年間とします。ただし、トンネルの状態は経年劣化や疲労等によって刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する場合があります。

3. 対策の優先順位の考え方

修繕は、平成28年度から平成30年度に実施された判定区分結果（健全度）を基本に、健全性の低いトンネルを優先とし、代替路線の有無、バス路線、交通量、年齢（建設後経過年数）などを総合的に勘案し優先順位を設定します。

4. 施設の状態等

4-1. 点検

宇和島市では、全10トンネルについて、平成28年から平成30年にかけ、「道路トンネル定期点検要領 平成26年6月 国土交通省 道路局」に基づき点検を実施しました。

なお、判定区分は、「道路トンネル定期点検要領 平成26年6月 国土交通省 道路局」に基づいています（表-2）。

表-2. 判定区分「道路トンネル定期点検要領（平成26年6月 国土交通省 道路局）」

区分		状態
I	健全全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

4-2. 点検結果

平成28年度から平成30年度に実施された点検の結果については、全てのトンネルにおいて、「III」と診断されました。

表-3. 点検状況

トンネル名	延長 (m)	点検実施 年度	健全性 (判定区分)
俵津隧道	142.2	H28	III
梨ノ木谷隧道	92.0	H29	III
大島隧道	156.0	H28	III
三浦隧道	83.4	H28	III
松節隧道	193.2	H28	III
辰野隧道	250.3	H29	III
城ノ下隧道	38.8	H30	III
松尾隧道	464.0	H30	III
上組隧道	180.2	H29	III
篠山トンネル	619.0	H29	III

5. 対策内容と実施時期および対策費用

5-1. 点検方針

今後も、国が定める定期点検要領に基づき、5年に1回の頻度で点検を実施し、健全度を判定していきます。なお、健全度の判定については、「表-4」による判定区分に則り行います。

表-4. 判定区分「道路トンネル定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」

区分		状態
I	健全全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

5-2. 今後の対策スケジュールと対策費用

今後の対策スケジュールと対策の概算費用を「表-5」に示します。

表-5. 本計画期間におけるトンネル毎の対策スケジュールと対策費用

トンネル名称	建設年 (西暦)	延長 (m)	年 度				
			R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
俵津隧道	1928	142.2			点検		
梨ノ木谷隧道	1977	92.0				点検	
大島隧道	1974	156.0	設計	工事	点検		
三浦隧道	1983	83.4			点検		
松節隧道	1972	193.2	設計	工事	点検		
辰野隧道	1964	250.3				点検	
城ノ下隧道	1956	38.8					点検
松尾隧道	1951	464.0					点検
上組隧道	1974	180.2				点検	
篠山トンネル	1993	619.0				点検	
概算対策費（百万円）			7	38	9	10	4